

○ 総務省告示第四十八号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、令和元年総務省告示第八十五号（電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和三年二月十八日

総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 出 後

改 出 前

周波数の範囲 (注1)	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射 電力(注2)	備 考
207.5MHz から 222MHz まで	北海道総合通信 局管内	令和4年3月 31日まで	200W 以下	
	東北総合通信局 管内	令和4年3月 31日まで	200W 以下	
	関東総合通信局 管内	令和4年3月 31日まで	200W 以下	
	信越総合通信局 管内	令和4年3月 31日まで	200W 以下	
	北陸総合通信局 管内	令和4年3月 31日まで	200W 以下	
	東海総合通信局 管内	令和4年3月 31日まで	200W 以下	
	近畿総合通信局 管内	令和4年3月 31日まで	200W 以下	
	中国総合通信局 管内	令和4年3月 31日まで	200W 以下	
	四国総合通信局 管内	令和4年3月 31日まで	200W 以下	
	九州総合通信局 管内	令和4年3月 31日まで	200W 以下	
	沖縄総合通信事 務所管内	令和4年3月 31日まで	200W 以下	

周波数の範囲 (注1)	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射 電力(注2)	備 考
207.5MHz から 222MHz まで	北海道総合通信 局管内	令和3年3月 31日まで	200W 以下	
	東北総合通信局 管内	令和3年3月 31日まで	200W 以下	
	関東総合通信局 管内	令和3年3月 31日まで	200W 以下	
	信越総合通信局 管内	令和3年3月 31日まで	200W 以下	
	北陸総合通信局 管内	令和3年3月 31日まで	200W 以下	
	東海総合通信局 管内	令和3年3月 31日まで	200W 以下	
	近畿総合通信局 管内	令和3年3月 31日まで	200W 以下	
	中国総合通信局 管内	令和3年3月 31日まで	200W 以下	
	四国総合通信局 管内	令和3年3月 31日まで	200W 以下	
	九州総合通信局 管内	令和3年3月 31日まで	200W 以下	
	沖縄総合通信事 務所管内	令和3年3月 31日まで	200W 以下	

[(注1)・(注2) 略]

[(注1)・(注2) 同左]